

## ○財務省告示第百三十八号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）及び所得税法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百二十四号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、平成十八年十二月三十一日限り廃止する。

平成十八年三月三十一日

財務大臣 谷垣 禎一

- 一 損害保険料控除の対象となる火災共済に係る契約を指定する件（昭和五十九年十月大蔵省告示第百二十六号）
- 二 損害保険料控除の対象となる身体の傷害に関する共済に係る契約を指定する件（昭和六十三年十二月大蔵省告示第百七十九号）
- 三 損害保険料控除の対象となる自然災害共済に係る契約を指定する件（平成十二年七月大蔵省告示第百二十五号）